

すし券ご利用のお客様へ

# お知らせ

(資金決済に関する法律に基づく払戻しについて)

この度、岡山県鮪商生活衛生同業組合が発行したお手持ちの「全国共通すし券  
共通食事券」を、諸般の事情によりつぎの方法で払戻しを致します。

## ○ 払戻の方法

(持参の場合) 岡山県鮪商生活衛生同業組合若しくは岡山県の鮪商加盟店にすし  
券をご持参下さい。その額面金額を現金で払戻します。

(郵送で払戻し請求の場合) ⇒※請求に係る郵送料は請求者の負担になります。

(イ) 現金書留を希望する場合

私製の封筒に全国共通食事券すし券と、枚数・金額・住所・氏名・電話番号  
(日中連絡可能な電話番号) 明記したメモを同封して、当組合まで簡易  
書留にて郵送して下さい。

(ロ) 金融機関への振込を希望する場合

(イ)の内容に加えて、金融機関名(ゆうちょ銀行可)・預金の種目・口座番  
号、口座名義人を明記したメモとすし券を同封して、当組合まで簡易書留  
にて郵送して下さい。

※当組合から払戻しする送料については(イ)(ロ)どちらを選択されても当組合が負担致します。

## ○ 払戻の期間

**平成 22 年 11 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日迄**

(※・上記の期間内に申出されないと、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意下さい。  
お客様には、大変ご迷惑をお掛け致します。ここに謹んで深くお詫び申し上げます。

以上

ご連絡先

〒700-0913

岡山市北区大供一丁目 4-15

岡山県鮪商生活衛生同業組合

電話番号 (086-223-7779)